

1. **第1章 一般条項 第1条(法人会員、カード使用者)** 1. 株式会社日専連ベネフル (以下「当社」という。)に、本規約を承認のうえ、入会を申し込まれた官公庁、企業、団体または個人事業主 (以下「法人等」という。)で、当社が審査のうえ入会を認めた法人等を法人会員 (以下「会員」という。)とします。2. 会員は、法人等に所属する役員または従業員 (臨時雇用、嘱託を除く。)の中からクレジットカード及びETC カード (以下総称して「カード」という。)を社用に利用する方を指定して、当社に申込み、当社が審査のうえ適当と認めた方をカード使用者とします。なお、会員はカード使用者本人に本規約の内容を示し、承認を得るものとします。3. 会員は、カード使用者の債務の支払いその他当社との契約に関する一切の責任をカード使用者と連携して負うものとします。4. 会員と当社との契約は、当社が入会を認めたときに成立します。
- 第2条 (連帯保証人及び連絡責任者)** 1. 連帯保証人は、本規約に基づき会員が当社に対して負担する一切の債務 (以下「主たる債務」という。)を保証し、会員と連帯して履行する責任を負うものとします。2. 連帯保証人は、前項による保証債務の限度額 (以下「保証限度額」という。)が、カード利用可能枠を踏まえて設定されることに同意します。保証限度額は別途通知するものとします。3. 連帯保証人は、カード利用可能枠が変更された場合には、保証限度額が変更されることに同意します。変更後の保証限度額は、当社が別途通知するものとします。4. 会員は、次の事項にかかる情報を連帯保証人に提供していること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないことを、当社に対して表明および保証します。①会員の財産および収支の状況②主たる債務以外に負担している会員の債務の有無並びにその額及び履行状況③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容5. 連帯保証人は、当社に対し、本契約締結までに、会員から前項各号の事項にかかる情報提供を受けたことを表明および保証します。6. 当社が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、会員および他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。7. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、本規約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務全てが弁済されるまで、書面による当社の事前の承諾がなければ当社の権利に代位しません。8. 連帯保証人は、当社が他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。9. 会員は、当社が連帯保証人に対して、会員の当社に対する債務の履行状況を開示することを承認します。10. 会員は、会員を代表して本規約に基づく入会手続き、諸届出、退会手続き及び当社との連絡担当者 (以下「連絡担当者」という。)を選定し、当社に届け出るものとします。11. 法人等及びカード使用者として入会を申し込む方は、連絡責任者を通じて入会手続きを行うものとします。また、会員は、諸届出、退会手続き等、当社に対する諸手続きを連絡責任者が会員に代わって行う場合があることを予め承諾するものとします。12. 連絡責任者に変更が生じた場合、会員は当社所定の方法により遅滞なく当社に届け出るものとします。
- 第3条 (カードの貸与と取扱い)** 1. 本規約に定めるカードは、次の2種類とします。(1) 株式会社ジェーシービー (以下「JCB」という。)との提携に基づく、日専連「ベネフル」法人カード。(2) 道路整備特別措置法に基づく有料道路管理者のうちJCBがクレジットカード決済契約を締結した有料道路管理者が運営する ETC システムを利用するための通行料金支払い専用の「ETC 専用カード」。なお、「ETC 専用カード」は本項 (1) のカードを親カードとし、ETC システム利用希望者に追加発行します。2. 当社は、会員及びカード使用者に対し、会員氏名 (又は法人名)、会員番号、有効期限等をカード券面上に印字したカードを発行し、貸与します。なお、カードの所有権は当社に属します。3. カード使用者は、カードを貸与されたときには直ちに当該カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。4. カードは、カード使用者本人のみが利用でき、他人に貸与、譲渡若しくは担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することは一切できません。5. カード使用者は、ICカードの破損、分解等またはICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行うことはできません。
- 第4条 (カードの有効期限)** 1. カードの有効期限は当社が指定するものとし、カード券面上に表示された年月の末日までとします。2. カードの有効期限までに会員から退会の申し出がなく、当社が引き続き会員として適当と認めた場合には、有効期限を更新した新カードと会員規約を送付します。会員は有効期限経過後のカードを速やかに切断・破棄するものとします。3. カードの有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。
- 第5条 (暗証番号)** 1. 会員は、入会申込時にカードの暗証番号 (4桁の数字) を当社に届出るものとします。ただし、会員からの届出がない場合、または当社が暗証番号として不適切と判断した場合には、当社所定の方法により登録し通知することを承諾するものとします。2. 会員は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。3. カード利用の際、登録された暗証番号が使用されたときは、第三者による利用であっても、その利用はすべて会員本人による利用とみなし、その利用代金はすべて会員の負担とします。ただし、登録された暗証番号の管理について、会員に故意または過失がない場合、または当社に責がある場合はこの限りではありません。4. 会員は、当社所定の方法により暗証番号を変更することができます。
- 第6条 (年会費)** 会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。年会費の約定支払日は別途会員に通知するものとし、支払われた年会費は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
- 第7条 (代金決済)** 1. 会員が当社に支払うべきカード利用代金、借入金、手数料、利息及び年会費等本規約に基づく一切の債務は、原則として毎月月末に締め切り、翌月の約定支払日26日 (金融機関休業日の場合は翌営業日) に会員が予め届け出た金融機関の預金口座、郵便貯金口座から口座振替の方法により支払うものとします。ただし、予め当社が適当と認めた場合は、その他の支払方法をもって口座振替の方法に代えることができるものとします。また、事務上の都合により当該約定支払日以降の支払いとなる場合があります。2. 日本国外におけるカード利用代金の外貨建債務については、その利用代金を JCB 所定の方法により日本円に換算のうえお支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、日本国外の加盟店などに、利用代金の支払い処理を行った時点の為替レートに事務経費を加算した換算レートが適用されます。実際のカード利用日の為替レートではありません。
- 第8条 (支払金等の充当順序)** 会員またはカード使用者の弁済した金額が、本規約及びその他の契約に基づき、当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、会員へ特に通知することなく当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。
- 第9条 (本人確認)** 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく本人確認が当社所定の期間内に完了しない場合は入会をお断りすることや、カードの機能等を制限することがあります。
- 第10条 (カードの利用可能枠)** 1. 会員のカードショッピング利用可能枠 (以下総称して「利用可能枠」という。)は会員が希望した利用可能枠を上限とし、当社が審査のうえ決定します。また、当社は、会員のカード利用状況及び信用状況等に応じて、利用可能枠を変更することができるものとします。2. 会員は、当社が認めた場合を除き利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用し

た場合は、利用可能枠を超えた金額を一括にて直ちにお支払いいただきます。 3. 当社は、会員のカード利用が適当でないと判断した場合には、利用可能枠の範囲内であってもカードの利用をお断りすることがあります。

第11条（費用の負担） 1. 会員は、当社に対するカード利用代金等の支払いに要する費用を負担するものとします。 2. 会員は本条各項に定める費用等に係る公租公課及び公正証書作成費用等債権保全実行に要した費用を支払うものとします。

第12条（カードの紛失、盗難） 1. カードの紛失、盗難等により、第三者にカードを不正利用された場合、会員は、そのカードの利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。 2. 会員は、カードが紛失、または盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡のうえ、最寄りの警察署に届出るものとします。また、当社所定の届出書を当社に提出するものとします。 3. 当社は、会員が紛失、盗難により第三者にカードを不正使用され、かつ前項の警察署及び当社への届出が会員からなされた場合、不正使用された損害の全部または一部を「カード盗難保険制度」により補填します。ただし、次のいずれかに該当する場合は、「カード盗難保険制度」は適用されません。（1）会員が第2条に違反したとき。（2）会員の故意または重大な過失によって紛失、盗難が生じたとき。（3）紛失、盗難の届出日の前75日間・後60日間（通算136日間）外に発生した損害。（4）会員の家族、同居人等の関係者がカードを使用したとき。（5）会員が当社の請求する書類を提出しなかったとき。（6）紛失、盗難届の内容が虚偽であるとき。（7）登録された暗証番号の入力を伴う取引についての損害。（8）戦争、地震など著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難が生じたとき。（9）その他本規約に違反している状況において紛失、盗難が生じたとき。

第13条（カードの再発行） 1. 当社は、カードの紛失、盗難、破損、汚損等またはカード情報の消失、不正取得、改変等の理由により会員が希望し、当社が認めた場合、カードを再発行いたします。この場合、会員は当社所定の再発行手数料を支払うものとします。 2. 当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号の変更ができるものとします。

第14条（退会及びカード利用停止と返却） 1. 会員が退会する場合は、当社所定の届出用紙を当社に提出するものとします。この場合、会員は貸与されたカードを当社に返却するとともに債務の全額を直ちに支払うものとします。 2. カード使用者が脱退する場合は、退会するカード使用者のカードを返却するとともに当社所定の届出用紙を当社に提出するものとします。 3. 会員が次のいずれかに該当した場合、その他当社が会員として不適当と判断した場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、カードの使用停止または会員の資格を喪失させることができます。また、当社または加盟店等がカードの返却を求めたときは、カードの返却に応じるものとします。（1）虚偽の申告をした場合。（2）本規約のいずれかに違反した場合。（3）当社に対する債務の履行を怠った場合。（4）会員またはカード使用者の信用状態に重大な変化が生じた場合。（5）換金または現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードショッピング枠を利用した場合。（6）会員またはカード使用者が当社と締結した他の契約において、カード利用停止または会員資格を喪失した場合。（7）住所変更の届出を怠るなど会員の責に帰すべき事由によって会員の所在が不明となり、当社が会員への通知・連絡が不能と判定した場合。（8）会員が暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの関係者等またはその他反社会的勢力であると判明した場合。（9）会員が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。（10）会員が、自らまたは第三者を利用して、当社または当社の委託先の役員または従業員（以下「役職員」という）に対して、以下の①から⑦のいずれかの行為をしたとき。①暴言、誹謗中傷、威迫的な言動、性的な言動、役職員の人格を攻撃する言動または役職員個人に対する攻撃的言動・要求②長時間にわたる時間的拘束（電話によるものを含む）同じ趣旨の言動を繰り返す行為、執拗な問い合わせ・要求、または役職員の業務に支障が生じるような対応の要求③正当な理由なく通常の業務時間外に電話により苦情申出その他の連絡を行う行為④当社が会員に対して苦情申出窓口その他お客さま対応のための窓口を指定したにもかかわらず、当該窓口部署以外の部署に苦情申出その他の連絡を行う行為⑤上記①②③④のほか、役職員の心身または就業環境を害するおそれのある行為⑥法的な根拠のない金品の要求、特別対応の要求⑦上記①②③④⑤⑥のほか、要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当な行為（11）その他当社が会員として不適格と判断した場合。

4. 本条第1項、第2項及び第3項の場合、当該会員またはカード使用者は以下の事項に同意するものとします。（1）当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き会員規約の効力が維持されるものとします。（2）会員及びカード使用者は会員番号等を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うものとし、当該加盟店より通信料等の継続的売上が発生した場合はこれを支払うものとする。

第15条（会員資格の再審査） 当社は、会員及びカード使用者の適格性について入会後、定期・不定期の再審査を行います。この場合、会員及びカード使用者は必要に応じ当社の求める資料の提出等、当社の指示に応じるものとします。

第16条（期限の利益喪失） 1. 会員またはカード使用者は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。（1）当社に支払うべき債務の履行を遅滞したとき。（2）自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき。または一般の支払いを停止したとき。（3）差押、仮差押、保全差押、仮処分申立て、または滞納処分を受けたとき。（4）破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき。または自らこれらの申立てをしたとき。（5）債務整理のための和解、調停等の申立てがあったとき、または債務整理のための弁護士等に依頼した旨の通知が当社に到着したとき。（6）ICカードの破損、分解等を行い、または、ICカードに格納された情報の漏洩、複製、改ざん、解析等を行ったとき。 2. 会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。（1）商品の質入れ、譲渡、賃貸、その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。（2）本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。（3）会員またはカード使用者の信用状態が著しく悪化したとき。（4）会員またはカード使用者が会員資格を喪失したとき。（5）第14条（退会及びカード利用停止と返却）3.（5）（8）（9）に該当したとき。

第17条（届出事項の変更） 1. 会員またはカード使用者は、当社に届け出た法人名、代表者名、所在地、電話番号、支払口座、暗証番号、カード使用者等について変更が生じた場合には、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。 2. 会員は、本条第1項の届出がないため、当社からの通知または送付書類等が延着または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。ただし、本条第1項の変更の届出を行なわなかったことについてやむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第18条（合意管轄裁判所） 会員と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地及び当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第19条（会員規約の改定、承認）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、当社ホームページにおいて公表する他、必要があるときにはその他相当な方法で会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。(1) 変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき。(2) 変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。2. 当社は、予め変更後の内容を当社ホームページにおいて公表する方法又は通知する方法(必要があるときにはその他相当な方法を含む。)により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行ったときは、会員は変更を承諾したものとみなし、以後、変更後の規約が適用されるものとします。**第20条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)** 日本国外でカードを利用する場合、現在または将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等に従い、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードの利用の制限若しくは停止に応じるものとします。**第21条(準拠法)** 会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本国法が適用されるものとします。**第2章 カードショッピング条項 第22条(カードショッピングの利用)** 1. 会員及びカード使用者は、本規約を承認のうえ、以下の加盟店にカードを提示し、または非接触 IC カード等を機器にかざし、加盟店の指示に従って、所定の売上票にカードと同一の自己の署名を行なうこと、加盟店に設置されている端末機に暗証番号を入力することにより、商品の購入及び役務の提供を受けることができる場合があります。ただし、当社が特に認めた場合は、利用金額に応じて売上票への署名や端末機への暗証番号の入力を省略して、商品の購入及び役務の提供を受けることができる場合があります。(1) 当社と契約及び提携した加盟店 (2) 全国の日専連及びその関係会社の加盟店 (3) 本項(1)(2)のほか JCB と加盟店契約している日本国内及び日本国外の加盟店 2. 会員及びカード使用者はカードショッピングの利用代金を当社が会員に代わって加盟店に立替払いすることを当社に委託し、当該カード利用代金に所定の手数料を加算した額を当社に支払うものとします。3. 会員及びカード使用者は、カード利用により購入した商品の所有権が、当社が加盟店に立替払いしたことにより加盟店から当社に移転し、当該商品に係る債務の完済まで当社に留保されることを認めるとともに、次の事項を遵守するものとします。(1) 善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしないこと。(2) 商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を当社に連絡するとともに、当社が商品を所有していることを主張、証明してその排除に努めること。4. 会員は、現金化を目的として商品、サービス又は流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除きます。)の購入などにカードショッピングの利用可能枠を利用することを禁止します。なお、現金化とは、買取屋による方式又はキャッシュバック方式をいいますが、これらの方式に限りません。*カードショッピングの利用可能枠の現金化の詳細については、(一社)日本クレジット協会ホームページ <https://www.j-credit.or.jp/> をご覧ください。**第23条(加盟店への連絡等)** 1. カード使用者のカード利用にあたって加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行なう場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認等を行なうことがあり、会員はこれを承諾するものとします。(1) 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。(2) カードの提示者が会員本人であることを確認すること。(3) カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、または違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カード利用をお断りする場合があること。また、その場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合があること。(4) 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合があること。(5) 通信料金等、会員が会員番号等を事前に加盟店に登録する方法により、当該役務の提供を継続的に受けている場合、会員番号等の変更情報等を加盟店に通知することがあること。**第24条(見本・カタログ等と現物の相違による売買契約の解除等)** カード使用者が、見本・カタログ等により申込みをした場合において、引渡された商品が見本・カタログ等と相違していることが明らかな場合は、速やかに加盟店に商品の交換を申し出るか、または当該売買契約の解除をすることができます。なお、売買契約を解除した場合は、カード使用者は速やかに当社に対しその旨を通知するものとします。**第25条(加盟店との紛議)** カードの利用により購入した物品及び受けたサービスに対する紛議は、すべて会員と加盟店において解決するものとし、当社は一切その責を負いません。またその解決の有無は、当社に対する債務の支払拒否の理由にはなりません。**第26条(遅延損害金)** 1. 会員が当社に対して支払うべきカードショッピングの約定支払額を約定支払日に支払わなかったときは、当該約定支払額に対しその翌日から支払日に至るまで、当該以下の年率(1年を365日とする日割計算、閏年は366日。以下同じ)を乗じた遅延損害金を支払うものとします。1回払いの約定支払額の支払いを遅延した場合、当該約定支払額に対し、年14.6%を乗じた額。2. 会員が期限の利益を喪失(第16条)した場合は、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまでショッピングの残債務全額に対し、年14.6%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。**第27条(支払区分)** カード使用者によるカードショッピング利用代金の支払区分は、原則一回払い(手数料無料)とします。**第28条(ETC専用カードの利用代金のお支払い)** ETC専用カードの利用代金の返済回数は1回(手数料無料)とし、第7条第1項の定めにより日専連「ベネフル」法人カードと合算してお支払いいただきます。**第3章 その他 第29条(反社会的勢力の排除)** 1. 会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団員等でなくなったときから5年を経過しない者 (4) 暴力団準構成員 (5) 暴力団関係企業 (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。(7) (1) から (6) に掲げるものの共生者 (8) その他前各号に準ずる者。2. 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。(1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為。**個人情報の取り扱いに関する同意条項第1条(個人情報の収集、保有、利用、提供)** 1. 当社に入会を申し込まれた官公庁、企業、団体または個人事業主(以下「法人等」という。)で当社が入会を認めた法人等を「法人会員」という。また、法人会員がクレジットカードを社用に利用する方を指定して入会を申し込み当社が入会を認めた方を「カード使用者」という。2. 法人会員及び入会を申し込まれた法人等(以下「法人会員等」という。)ならびにカード使用者及びカード使用者として入会を申し込まれた方(以下「カード使用者等」といい、「法人会員等」と「カード使用者等」を併せて「会員等」という。)は、本契約(本申込みを含む。以下同じ。)を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の会員等に関する情報(以下「個人情報」という。)を当社が保護措置を講じた上で収集・保有・利用することに同意します。(1) 本契約に係わる申込書等に記載した法人会員等の法人名、代表者名(個人事業主含む)、所在地、電話番号等 (2) 本契約に係わる申込書等に記載したカード使用者等の氏

名、年齢、生年月日、性別、住所、電話番号（ショートメッセージサービスの送信先番号を兼ねる）、E メールアドレス等 （3）本契約に関する申込日、契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座、有効期限、利用可能枠等 （4）本契約に関する支払開始後の会員等の利用残高、支払日、完済日、遅延等の返済状況 （5）本契約に関する会員等の支払能力・返済能力を調査するためまたは支払途上における支払能力・返済能力を調査するため、法人会員等が申告した年商・損益等にかかる情報、当社が収集し保有・管理するカード使用者等の属性情報及びクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況 （6）当社が適法かつ適正な方法により収集した住民票等公的機関が発行する書類の記載事項 （7）「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく運転免許証・パスポート等の本人確認書類の記載事項 （8）電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報（9）インターネット等によるオンライン取引等の通信手段を用いた非対面取引（以下「非対面取引」という。）で会員等が加盟店における購入画面等に入力した氏名、E メールアドレス、電話番号、商品等送付先住所及び請求先住所等の取引情報（以下「非対面取引情報」という。）（10）非対面取引で、会員等が当該非対面取引の際に使用したパソコン、スマートフォン及びタブレット端末等の機器に関する情報（OSの種類・言語・IPアドレス、位置情報、端末識別番号等）（以下「デバイス情報」という。）

3. 会員等は、当社が本契約に関する与信業務並びに回収業務の一部または全部を委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第2項（1）（2）（3）（4）（5）（6）により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、利用することに同意します。

4. 会員等は、当社の事務「コンピュータ事務、代金決済事務、付帯サービス（特典を含む）の提供及びこれらに付随する事務等」を業務委託する場合に当社が個人情報の保護措置を講じた上で、第2項（1）（2）（3）（4）により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

5. 害賦販売法等に基づき第三者によるカード番号の不正利用の防止を図る業務を行うため、非対面取引で、非対面取引情報とデバイス情報を使用して本人認証を行うことに同意します。なお、当該分析の結果、当該非対面取引が第三者によるカード番号の不正利用である可能性が相対的に高いと判断された取引については、当社は会員等の財産の保護を図るため、追加の本人確認手続きを求めたり、当該非対面取引におけるショッピング利用を拒絶したりする場合があります。当社は当該業務のために、非対面取引情報及びデバイス情報を、不正検知サービスを運営する事業者提供し、当該事業者から当該事業者が行った分析結果を受領します。また、当該事業者は、会員等によるオンライン取引完了後も当該個人情報を個人が直接特定できないような形式に置き換えたとえて一定期間保管し、当該事業者内において、当該事業者が提供する当社以外の組織向けの不正検知サービスにおける分析のためにも当該情報を使用します。詳細については、当社のホームページ内の本人認証サービスに関する案内にて確認できます。

第2条（個人情報の利用） 会員等は、当社が与信及び与信後の管理の目的以外にクレジット事業、キャッシング事業、保険事業、リース事業、その他これらに付随する事業の下記の目的のため第1条2項（1）（2）（3）（4）の個人情報を利用することに同意します。（1）電話及び電子メールその他の通信手段の方法による新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス（2）市場調査、商品開発（3）宣伝物・印刷物の送付等の営業案内のため（4）録音情報については、会員等からのお問い合わせ等の内容及び当社対応状況その他会員等と当社との会話の内容の再確認及びコミュニケーションの対応評価や教育研修に活用（5）刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会その他各種法令に基づき公的機関・公的団体等から提出を求められた場合の公的機関・公的団体等への提供。なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページによってお知らせしております。

第3条（個人情報情報機関への登録・利用） 1. 会員等は、当社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人情報情報機関に照会し、会員等の個人情報が登録されている場合には、害賦販売法第39条等により、会員等の支払能力・返済能力の調査のために、当社がそれを利用することに同意します。2. 会員等は、本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、当社の加盟する個人情報情報機関に本同意条項に定める期間登録され、当該個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員により、会員等の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。3. 会員等は、本契約について支払停止の抗弁の申出が行われていることが、当社が加盟する個人情報情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、その情報が当該個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の加盟会員に提供されることに同意します。4. 当社が加盟する個人情報情報機関及び当該機関と提携する個人情報情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は本同意条項に記載の個人情報情報機関とします。5. 本同意条項に記載する個人情報情報機関に登録される情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記録番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、利用日、契約額、利用額、貸付額、商品名、役務名、権利名及びその数量、支払期間、支払回数、利息、分割払手数料、諸費用、支払方法、振替口座等契約内容に関する情報、利用残高、害賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、遅延等支払い状況に関する情報、債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等取引事実に関する情報となります。6. 当社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、会員等に別途、書面その他の方法により通知し、同意を得るものとします。

第4条（個人情報の開示、訂正、削除） 1. 会員等は、当社及び本同意条項に記載する個人情報情報機関、提携加盟店に対して、個人情報の保護に関する法律の定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（1）当社に開示を求める場合には本同意条項末尾に記載の当社お客さま相談室に連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社所定の方法（ホームページ等）によってもお知らせしております。（2）個人情報情報機関並びに提携加盟店に開示を求める場合には本同意条項に記載の個人情報情報機関、提携加盟店に連絡してください。2. 前項の開示の結果、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条（本同意条項に不同意の場合） 当社は、会員等が本契約の必要な記載事項（契約書書面で会員等が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本同意条項の内容の全部または一部を承諾できない場合、本契約をお断りする場合があります。ただし、本同意条項第2条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第6条（利用中止の申出） 1. 本同意条項第2条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置をとります。2. 前項の申出があった場合、当社は、会員等の希望する期間、商品について宣伝物・印刷物等の営業案内の利用を停止する措置をとります。

第7条（本契約が不成立の場合） 本契約が不成立の場合であっても本申込をした事実上、第1条及び第3条第2項に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第8条（条項の変更） 本同意条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

す。

【加盟個人信用情報機関】

本契約に定める加盟個人信用情報機関は以下のとおりです。

- (株)シー・アイ・シー (C I C) (割賦販売法・貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号 0570-666-414 ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

* (株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

登 録 情 報	登録期間
	株式会社シー・アイ・シー
①本契約に係る申込みをした事実	当社が照会した日から 6 ヶ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後 5 年以内
③債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後 5 年間

【加盟個人信用情報機関が提携する個人信用情報機関】

- 全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号 03-3214-5020 ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

- (株)日本信用情報機構 (貸金業法に基づく指定信用情報機関)

〒110-0014 東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産上野ビル 5 号館

電話番号 0570-055-955 ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業等の詳細は、上記の同社のホームページ
をご覧ください。

【お客さま相談窓口】

1. 商品等についてのお問い合わせ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 個人情報の開示、訂正、削除についての会員等の個人情報に関する問い合わせ、ご相談、支払停止の抗弁に関する書面について及び個人情報の利用中止のお申し出に関しましては下記にご連絡ください。

株式会社日専連ベネフル お客さま相談室

登録番号 福岡県知事 (4) 第 08671 号

〒802-0005 北九州市小倉北区堺町 1-6-15

電話番号 (093) 521-7211 (受付時間：平日 10:00~18:00)

認定個人情報保護団体

一般社団法人 日本クレジット協会 相談受付

〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 14-1 住生日本橋小網町ビル 6F

電話番号 (03) 5645-3360

3. 貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡ください。

(当社が契約する指定紛争解決機関)

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15 電話番号 03-5739-3861